

産業保健情報誌

よさこい

YOSAKOI

- 「産業保健セミナー」のご案内
- 「平成15年度産業医研修」のご案内
- 安芸・室戸地区の職場における健康づくりに関する調査報告



第6号
平成15年
5月

労働福祉事業団
高知産業保健推進センター

Occupational Health of Kouchi
産業保健情報誌よさこい 第6号

目次

◆平成15年度の努力目標 高知産業保健推進センター所長 鈴木 秀吉	1
◆平成15年度 高知産業保健推進センター相談員一覧	2
◆相談員のご挨拶	3
◆「産業保健セミナー」のご案内	6
◆「平成15年度産業医研修」のお知らせ	7
◆安芸・室戸地区の職場における健康づくりに関する調査報告 東部保健所	8
◆高知労働局からのお知らせ「第10次労働災害防止計画」(概要) 高知労働局安全衛生課	11
◆肺がんに関する検査がじん肺健康診断に追加されました	14

CONTENTS



表紙写真／仁淀川紙のこいのぼり（伊野町）

平成15年度の 努力目標

高知産業保健推進センター
所長

鈴木 秀吉



高知県の事業所数は全産業あわせて4万4,000余である。従業員50人以上の事業所数は700余である。事業所全体の1.6%であり、残りの98.4%の4万3,000余は従業員50人未満の事業所である。これに対して高知県内に在住する日本医師会認定の産業医は最近約300人といわれる。法的に必要な産業医は少なくとも延べ700人余が必要である。しかし、いくつかの情報を勘案すると認定産業医の方々が全て産業医としての活動の場を与えられているとは思えない。制度として確立している産業医制度が生きた制度として企業活動を支える従業員の健康増進、労働意欲と生産性の向上に役立つことを大いに期待している。そのために事業主等経営トップの方々の産業保健活動におけるリーダーシップの発揮と事業経営に産業医

制度の積極的な活用を願うものであります。

従業者数の74.6%は50人未満の事業所に所属している。約30万人の総従業者数のうち22万2,000人余がこれに該当する。これらの事業所に対する産業保健の公的サービスを第一義的に行う機関は県内4地域にある地域産業保健センターである。しかし、4カ所が4万3,000余の事業所に対して産業保健アドバイザーとして個別的にサービスを提供することは物理的に不可能である。まとまった事業所群に対する統一的集団的サービスに徹することが現実的であると考えられる。それには組織化された事業者団体との相互

理解のもとに連携して間接的に個々の事業所活動に役立つ産業保健活動を展開することが必要と思われる。このことは上記の従業員50人以上の事業所における産業保健活動の支援の場合にも当てはまることである。

いずれにしても産業保健のレベルアップのためには事業主等経営トップの方々の産業保健活動の意義に対する理解が前提であります。あらためて産業医制度の有効活用を願うものであります。基本は勤労者の健康と意欲の活性化と能力発揮を図ることです。そのために快適職場の形成に役立つことを願い、産業の活性化を目指して、高知産業保健推進センターは事業主等経営トップの方々と組織的な連携を図り、産業保健活動の活性化に努力したいと願っております。

相 談 員 一 覧

産業医学

高橋 淳二	高橋病院院長	火曜日（第2・第4） 午後
森岡 茂治	地方職員共済組合高知県支部診療所長	木曜日（第2・第4） 午後
甲田 茂樹	高知医科大学教授	木曜日（第1・第3） 午後
熊野 修	永井病院理事	金曜日（第2・第4） 午後
坪崎 英治	高知検診クリニック院長	水曜日 午後
森木 光司	森木病院院長	火曜日（第1・第3） 午後

労働衛生工学

門田 義彦	門田労働衛生コンサルタント事務所長	毎週火曜日・木曜日午前を3名でローテーションします。
中西 淳一	東洋電化工業(株)分析センター	
川村 清雄	(株)東洋技研	

メンタルヘルス

伊藤 高	いとうクリニック院長	金曜日（第1・第3） 午後
------	------------	---------------

労働衛生関係法令

山本 秋廣	高知労働基準協会事務局長	月曜日 午前
-------	--------------	--------

カウンセリング

森 由枝	森社会保険事務所長	水曜日 午前
------	-----------	--------

保健指導

五十嵐恵子	高知県総合保健協会	第4月曜日 午後
-------	-----------	----------

産 業 保 健 相 談 員 勤 務 表

		月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
第 一	午前	山本相談員 (労働衛生関係法令)	労働衛生工学 相談員	森相談員 (カウンセリング)	労働衛生工学 相談員	
	午後		森木相談員 (産業医学)	坪崎相談員 (産業医学)	甲田相談員 (産業医学)	伊藤相談員 (メンタルヘルス)
第 二	午前	山本相談員 (労働衛生関係法令)	労働衛生工学 相談員	森相談員 (カウンセリング)	労働衛生工学 相談員	
	午後		高橋相談員 (産業医学)	坪崎相談員 (産業医学)	森岡相談員 (産業医学)	熊野相談員 (産業医学)
第 三	午前	山本相談員 (労働衛生関係法令)	労働衛生工学 相談員	森相談員 (カウンセリング)	労働衛生工学 相談員	
	午後		森木相談員 (産業医学)	坪崎相談員 (産業医学)	甲田相談員 (産業医学)	伊藤相談員 (メンタルヘルス)
第 四	午前	山本相談員 (労働衛生関係法令)	労働衛生工学 相談員	森相談員 (カウンセリング)	労働衛生工学 相談員	
	午後	五十嵐相談員 (保健指導)	高橋相談員 (産業医学)	坪崎相談員 (産業医学)	森岡相談員 (産業医学)	熊野相談員 (産業医学)

※火・木曜日の労働衛生工学（午前中）に関しては、門田・中西・川村の3名でのローテーションとなっています。

相談員のご挨拶

self-introduction of advisers



産業医学特別相談員
高橋 淳二
(高橋病院院長)

長年に亘り、高知県医師会産業医部会副会長をつとめてきました。その中で、高知県における認定産業医の研修事業に携わり、また勤労者健康づくり推進協議会の事業促進や地域産業保健センター、産業保健推進センターの設置・運営にも関与してきました。そして、これらの業績により厚生労働大臣表彰（功績賞）を受賞しました。この経験を生かして、これからも産業保健活動に貢献していきたいと思っています。



産業医学相談員
森岡 茂治
(地方職員共済組合
高知県支部診療所長)

医師会認定の産業医として高知産業保健推進センターの相談員を引き受け2年になりますが、月1~2回木曜日の午後を担当しています。最初は相談件数は0が続きましたが、当センターでの職場の衛生管理者への講話、事業所での健康講話、50人以下の職場の健診結果に対する生活指導及び健康相談と数は少ないですが、私の出番も増えてはきています。まだまだ余裕はありますので、どんどん相談にきてください。私の産業医的な経験としては、医師になって最初の約20年は呼吸器内科で多数のじん肺患者の診療、その中には石棉肺患者も経験しました。後半の約20年は結核予防会高知県支部、保健所での予防医学活動。また、この間2年県立宿毛病院福西地域保健医療センターで80人の振動病患者の診療も担当しました。当センター以外での最近の私の顔を紹介しますと、一昨年定年退職をして以来県庁内にある地方職員共済組合高知県支部診療所、県庁、県教育委員会の産業医として県職員の診療と健康管理を担当しています。そのほか県下の胸部検診の周接写真の読影と忙しい日々を送っています。



産業医学相談員
甲田 茂樹
(高知医科大学教授
地域看護学講座産業保健学教室)

1984年に大学卒業以来、衛生学公衆衛生学を専攻し、特に産業保健学は私の仕事の中心でした。今までに取り組んできた領域は腰痛症などの筋骨格系疾病の発症の予防対策、有害化学物質のリスクアセスメントなどです。産業医活動も大学に勤務する傍らで長年続けてきました。事業所の産業保健活動は一通り経験してきましたが、日々勉強の精神で真摯に相談に対応していきたいと考えます。



産業医学相談員
熊野 修
(永井病院理事)

昭和35年、岡山大学医学部を卒業し、インターン修了後、岡山大学整形外科に入局。昭和40年、同大学院を卒業。昭和41年から高知県立中央病院整形外科に勤務し、以来、副院長、院長を歴任、平成7年高知県理事（地域医療担当）に就任し、平成13年に退職しました。その間、高知労働基準局の局医に委嘱され、業務上外の判断に対して医学的な意見を述べたこともしばしばあります。保健・医療・福祉の総合医療の原点を目指して、一昨年春野町の永井病院に勤務しております。現在までの経験から整形外科医として、また、産業医として、お役に立てることがあれば微力を尽くしたいと思っています。



産業医学相談員
坪崎 英治
(高知検診クリニック院長)

私はもともと内科医であり、33歳のときに大学での生活にピリオドを打ち、高知に帰ってきてからも数年間は赤十字病院の内科に勤めていました。その後、現在の検診専門の施設を運営するようになりましても、やはり内科医としての仕事の占める割合が大きいのですが、職業性疾病関連の検診が長年の間に多くなってきました。

そうした経験の中で、私が思いますのは、職業性疾病で悩むのは労働者だけでなく、その事業の経営者も同じく悩める人々だということです。業務を続けるのであれば、被害を少なくするためにすべての人々が知識を増やし、作業工程や作業環境の改善、健康管理の充実を図ることが必要です。その一助となるべく努めたいと思っています。



産業医学相談員
森木 光司
(森木病院院長)

相談員活動も2期目となりました。私の受け持つ分野は産業医学一般なのですが、今の所あまり相談される方が少なく、残念に思っています。一般の事業所の健康診断結果をみていますと、職業に由来する疾患統計に糖尿病、高血圧症、肝障害、高脂血症などのいわゆる生活習慣病の方が疑いも含めて結構多く、就業上も問題を生じる場合もあるのではないかと思います。お互いに健康管理には気を配りたいものです。



労働衛生工学相談員
門田 義彦
(門田労働衛生コンサルタント事務所長)

高知産業保健推進センターの相談員として労働衛生工学を担当している門田と申します。作業環境の改善をはかって、安心して働くことのできる職場環境を作りたいと考えておられる皆様。職場環境には、それぞれの職場特有の課題があります。このため課題解決には、作業環境の把握と職場に即した改善策が不可欠です。私は、必要とあれば、皆様と一緒に実際の職場に立って、効果的な改善策立案のお役にたちたいと思っています。微力ですが少しでも皆様方のお力になることができれば幸いです。お気軽に相談を持ちかけて下さい。



労働衛生工学相談員
中西 淳一
(東洋電化工業株式会社
分析センター)

私は、昭和57年から東洋電化工業株式会社におきまして、新製品の研究開発や原料・製品などの品質管理業務に従事後、環境計量士として、大気・水質・悪臭・土壌などの環境分析や騒音・振動の環境測定業務に携わることになり、第一種作業環境測定士として、粉塵・特定化学物質・鉛・有機溶剤などの有害物質や騒音・事務所環境などの作業環境測定を通じて労働衛生管理を行って参りました。

作業環境管理は、作業管理や健康管理と同様に労働衛生管理の重要な要素です。皆様方の職場の作業環境はいかかでしょうか。

昨年度は、窓口相談や実地相談の他に、エチレンオキシド・ダイオキシン類・事務所環境に関する産業保健セミナーを担当いたしました。

本年度も引き続いて、産業保健相談員として労働衛生工学を担当いたします。皆様方のより快適な職場環境づくりに、微力ながらお役に立てますよう、尽力致したいと存じます。どうぞ、よろしくお願いいたします。



労働衛生工学相談員
川村 清雄
(株東洋技研)

私は工場では原材料の受入検査から製品の出荷検査まで品質管理を主な業務として従事してきましたが、昭和51年、環境測定士の資格を取得してから環境問題に関わるようになり、作業環境測定業務に携わってまいりました。現在は、測定機関で作業環境測定(粉じん、特化物、金属、有機溶剤)を担当しております。

職業性疾病の予防の面から見ると、作業環境管理が最も重要であると考えられています。労働者が健康であることは産業保健の基本であり、職場で働く人々が快適な職場環境で働けるよう、微力ではありますが、少しでもお役に立てればと思っています。



メンタルヘルス相談員
伊藤 高
(いとうクリニック院長)

高知市迫手筋で心療内科クリニックを開業して3年。産保センターの相談員をさせていただいて2年。さまざまな働く人のこころの問題と取り組んでまいりました。

昨年の経済事情は、勤労者のストレス増加を生みだし、そのためストレスに起因した問題を抱えてしまう方が益々増加してきています。もはや、他人事では済まされぬ時代になってきているのです。是非、各事業所でもメンタルヘルスへの十分な対応をご検討下さい。

職場におけるこころの問題など、何かありましたら、ご遠慮なくご相談を。



労働衛生関係法令相談員
山本 秋廣
(高知労働基準協会
事務局長)

引き続き、労働衛生関係法令相談員として、事業者の皆様方と一緒に勉強させていただくことになりました。よろしくお願いいたします。

近年、産業構造の変化、技術革新の進展、高齢化社会への移行等により、労働者の健康状況に変化が生じてくることも心配され、事業者の皆様には、健康で快適な職場作りのため、これまで以上に自主的な労働衛生活動が要請されてまいります。

このような観点から、当センターを皆様方の活動のサポート役に積極的にご利用いただきたいと思います。

私も、その一員として相談をお待ちしております。



カウンセリング相談員
森 由枝
(森社会保険事務所長)

高知産業保健推進センターで産業カウンセリングの相談員として1年が過ぎました。

社会の変化と共に私達を取り巻く環境も大きく変わってきております。近年特に「心」の健康が社会の中で浮きあがってまいりました。

平成12年8月9日基発第522号にて「事業場における労働者の心の健康づくりのための指針」が策定され、また世界保健機関の健康とは「身体的健康」「精神的健康」「社会的健康」の3つの要素であると定義されています。

産業カウンセリングは、心の健康を維持するための予防です。「心の相談員」としてカウンセリングを通じてお役に立ちたいと思っております。



保健指導相談員
五十嵐 恵子
(高知県総合保健協会)

約4年の病院勤務の後、健診機関の保健師として産業看護の仕事について20年になります。

仕事や日々の暮らしの中で、ひとりひとり自分の健康について感じ、考え、行動されていると思います。例えば、生活習慣の改善や健診結果の見方を確認することなどから個人や職場の健康管理のお手伝いをしていきたいと思います。

お気軽にセンターにお立ち寄りください。よろしくお願いいたします。



産業保健セミナーのご案内

労働福祉事業団
高知産業保健推進センター

◎概要

1. 定員 先着30名（定員に達し次第締め切らせていただきます。）また、受講希望者が少数の場合は休講とすることもあります。その際は、受講希望者にご連絡いたします。
2. 受講料 無料です
3. 駐車場 当センターは駐車場がありませんので、公共機関の乗物をご利用ください。
4. 申し込み方法 下記の「受講申込書」に必要事項を記入うえ、当センターまで郵送またはFAXでお送りください。申し込み先は「受講申込書」下欄に記してあります。

■保健師・看護師対象

下記4回の研修は、一連の研修としていることから、受講条件として4回を通して受講されることを原則とします。

開催日時	開催場所	研修内容	講師（予定）
6月19日（木） 15時～16時30分	当センター 研修室	第1回目 産業保健入門Ⅰ 産業保健と地域保健の概要	甲田茂樹産業医学相談員
9月18日（木） 15時～16時30分	当センター 研修室	第2回目 産業保健入門Ⅱ 働く人の健康問題の特徴	甲田茂樹産業医学相談員
12月11日（木） 15時～16時30分	当センター 研修室	第3回目 事業場における産業保健資源の活用 （産業医活動を理解するために）	杉原由紀 高知医科大学公衆衛生学教室助手
2月5日（木） 15時～16時30分	当センター 研修室	第4回目 事業場における産業看護活動の実際	斧 里佳 高知県警察本部主任

■衛生管理者、労務担当者対象

開催日時	開催場所	研修内容	講師（予定）
6月20日（金） 13時30分～15時	当センター 研修室	メンタルヘルスはなぜ必要か	伊藤高メンタルヘルス相談員

キ・リ・ト・リ・セン

産業保健セミナー受講申込書

事業場名 団体名			業 種	
			労働者数	人
所在地			電 話	- -
受講者	職 名	職種（該当するものに○印をお願いします）		
	氏 名	・産業医 ・事業主 ・保健師 ・看護師 ・労務管理担当者 ・産業保健機関 ・労働者 ・その他		
開催日		研修内容		
平成	年	月	日	
平成	年	月	日	
平成	年	月	日	
平成	年	月	日	

◎送付先 高知産業保健推進センター
TEL 088(826)6155 FAX 088(826)6151
住所 〒780-0870 高知市本町4-2-40 ニッセイ高知ビル4階

平成15年度産業医研修 のお知らせ

◎概要

1. 定員 先着30名（定員に達し次第締め切らせていただきます。）
2. 受講料 無料です
3. 駐車場 当センターは駐車場がありませんので、公共機関の乗物をご利用ください。
4. 申し込み方法 下記の「受講申込書」に必要事項を記入うえ、当センターまでFAXでお送りください。申し込み先は「受講申込書」下欄に記してあります。

開催日時	開催場所	研修内容	講師 (予定)	日医認定産業医 研修の単位（見込）		申込期限
				基礎	生涯	
7月10日(木) 15時～ 16時30分	当センター 研修室	最近の労働衛生の実態 (5月29日開催と同一内容)	当センター 鈴木秀吉 所長	後期 1.5	専門 1.5	6月 13日 (金)
7月24日(木) 15時～ 16時30分	当センター 研修室	職場巡視の意義と方法	甲田茂樹 産業医学 相談員	後期 1.5	専門 1.5	6月 30日 (月)
8月7日(木) 15時～ 16時30分	当センター 研修室	産業界における技術革新 とその影響：総論 (6月26日開催と同一内容)	当センター 鈴木秀吉 所長	後期 1.5	専門 1.5	7月 4日 (金)
8月21日(木) 15時～ 16時30分	当センター 研修室	特殊健康診断の活用と職 場改善	甲田茂樹 産業医学 相談員	後期 1.5	専門 1.5	7月 25日 (金)
9月25日(木) 15時～ 16時30分	当センター 研修室	労働衛生保護具とその活 用法	甲田茂樹 産業医学 相談員	実地 1.5	実地 1.5	8月 15日 (金)

キ・リ・ト・リ・セ・ン

産業医研修受講申込書

受講者氏名			性別	男・女	年齢	歳
連絡先 勤務先・自宅	住所					
	勤務先	所属部署				
電話番号				FAX		
産業医認定番号				資格更新期限	年	月
開催日		研修内容				
平成	年	月	日			
平成	年	月	日			
平成	年	月	日			
平成	年	月	日			
平成	年	月	日			

◎送付先

高知産業保健推進センター

TEL 088(826)6155 FAX 088(826)6151

住所 〒780-0870 高知市本町4-2-40 ニッセイ高知ビル4階



安芸・室戸地区の 職場における 健康づくりに関する 調査報告書

調査の目的

今日、我が国は世界一の長寿国になりました。しかし中には不慮の事故や生活習慣病が原因で、若くして病気になる方や働き盛りで亡くなったりする方も数多くいます。

生涯、健やかで心豊かに過ごすためには、一人ひとりが積極的に健康づくりに取り組むとともに、家庭、地域、学校、職場が連携を図るなど、社会全体で健康づくりを進めていくことが必要です。

東部保健所では、地域と職場の連携をテーマに活動しています。これまでに事業所の作業環境測定、「安芸地区勤労者健康づくり推進協議会」の立ち上げなどを行ってきました。

今回、事業所の現状や、健康づくりに対する要望を把握するため、推進協議会と共同で安芸・室戸地区の事業所にアンケートを実施しました。このアンケート結果を生かし、健康づくりに関する地域と職場との連携について、共に考えていきたいと思っています。

調査の概要

調査対象は、安芸・室戸保健所管内9市町村の各商工会及び商工会議所会員668事業所の事業主と医療関係100機関です。事業主へは、上記団体を通して調査用紙を配布し回収をお願いしました。医療関係機関へは、保健所より調査用紙を郵送し返送を依頼しました。調査期間は、平成14年9月1日から9月30日です。回収できたのは356通で、回収率は46.4%でした。

結果

I 事業所の規模別

回答のあった356事業所を従業員規模別に分けると表1のとおりで、50人未満の事業所が全体の92.1%を占めていました。零細・中小企業が大多数であることが分かります。

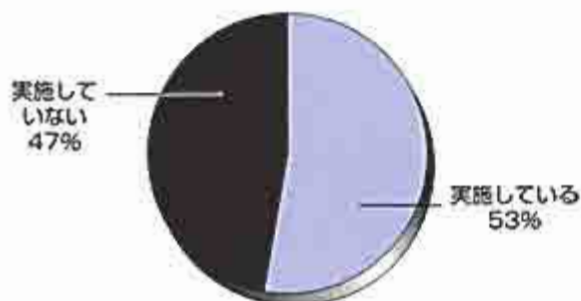
表1 事業所別規模

人数	事業所数 (%)
0~4人	119 (33.4)
5~9人	129 (36.2)
10~49人	80 (22.5)
50~99人	14 (3.9)
100人以上	2 (0.6)
不明	12 (3.4)

II 健康診断の実施状況

健康診断を実施しているところと、実施していないところは、ほぼ同じ割合でした。

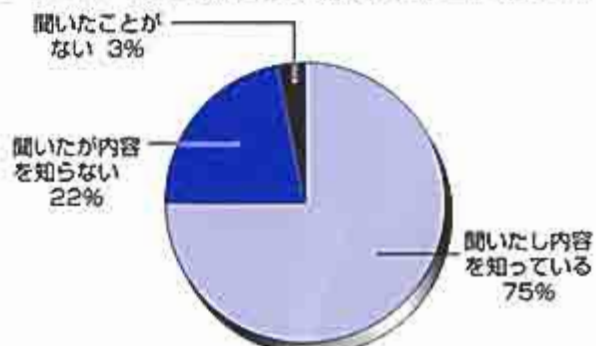
グラフ1 健康診断の実施の有無



III 生活習慣病について

生活習慣病について、25%の事業主が内容を知らないと回答していました。

グラフ2 生活習慣病という言葉聞いたことがありますか



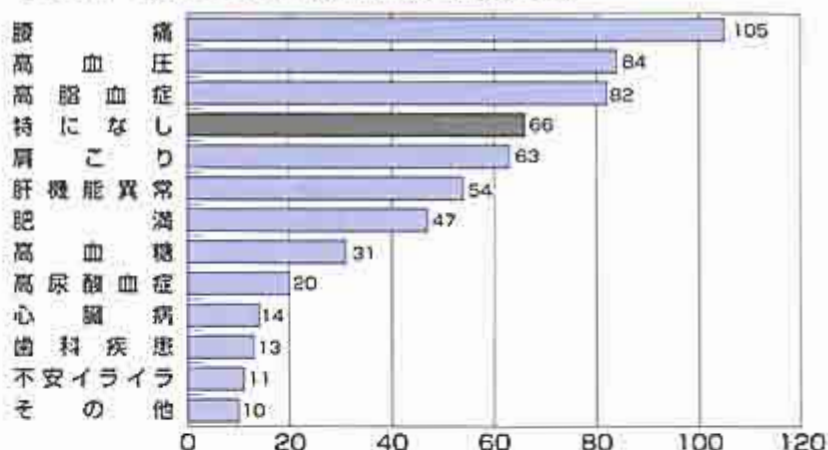
IV 従業員に多い病気等

従業員に多い病気としては、腰痛が最も多く、その他、筋骨格系の訴えとして肩こりも多く認められました。

また、高血圧、高脂血症、肥満など、生活習慣病も多くあげられていました。

特になしと回答したのは、全体の22%でした。

グラフ3 従業員に多い病気や症状（複数回答）



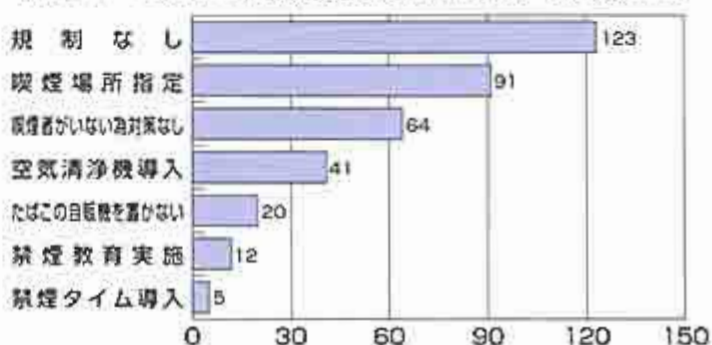
V 喫煙対策について

たばこについての対策は、規制なしという回答が最も多く、喫煙習慣のある事業主とない事業主を比較すると、喫煙習慣がある事業主では規制なしの割合が高くなっていました。

業種別にみると、建設業で規制なしの回答が高率でした。

対策は、喫煙場所指定、空気清浄機の導入、たばこの自動販売機を置かないなどとなっています。

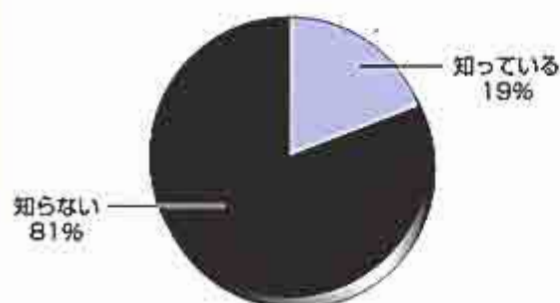
グラフ4 どのような喫煙対策をしているか（複数回答）



VI 母性健康管理指導事項連絡カードについて

母性健康管理指導事項連絡カード（男女雇用機会均等法第23条に基づき、妊娠中及び出産後の女性労働者に対する医師等の指導事項が的確に事業主に伝達され、それに基づいて事業主が母性健康管理上の措置を適切に講じることができるようにするための連絡カード）については、約8割の事業主が知らないと回答していました。職場に女性がいないことが考えられます。また、業種別にみると、医療関係機関は、34%が知っていると回答し、他の業種と比べ周知率が高い結果でした。

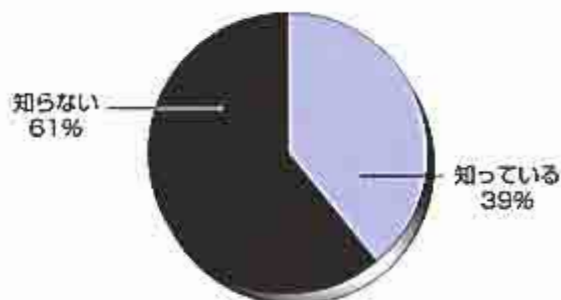
グラフ5 母性健康管理指導事項連絡カードの周知



VII 地域産業保健センターについて

小規模事業所（従業員50人未満）を対象に健康相談や保健指導等を無料で行うことを目的に設立された、安芸・香美地域産業保健センターを知っているのは、全体の約4割でした。また、知っていると回答した事業主でも、9割以上が利用したことはありませんでした。

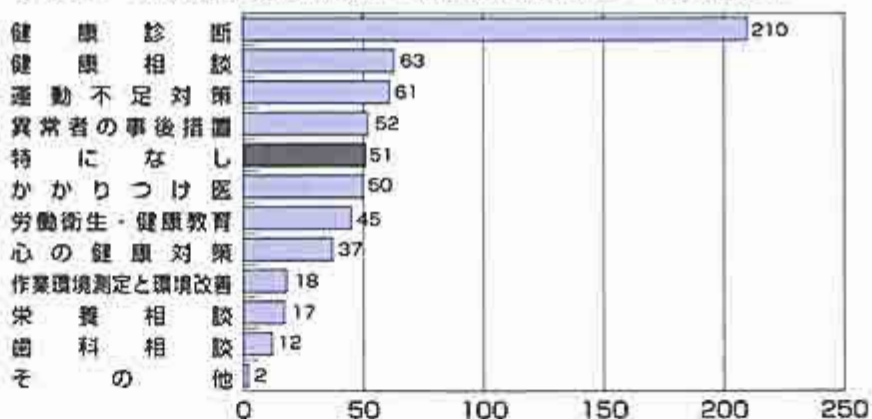
グラフ6 産業保健センターの周知



VII 職場の健康対策

今後、職場の健康対策で必要なこととして、健康診断と回答した事業所が210事業所と、多くみられました。

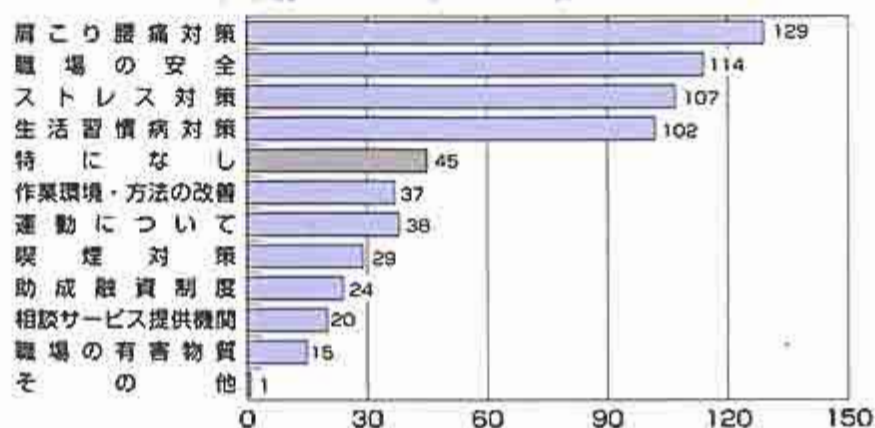
グラフ8 職場の健康診断対策で今後必要と思うこと（複数回答）



IX 健康情報について

職場の健康情報として必要なものとしては、肩こり・腰痛対策、職場の安全、ストレス対策、生活習慣病対策が上位を占めていました。

グラフ9 職場の健康情報として必要なもの（複数回答）



調査結果より、安芸・室戸地区の事業所は零細・中小企業が大多数であり、そのうちの約半数は労働安全衛生法に基づく健康診断を実施できていないことがわかりました。実施していない事業所では、従業員の健康管理を十分に行えていない可能性があり、健康面が危惧されます。

従業員の健康に関しては、腰痛・肩こりなどの筋骨格系の病気と、高血圧・高脂血症・肥満など、生活習慣病が問題になっていました。これらの病気は、日常生活のちょっとした工夫で予防可能です。生活習慣病に関しては、事業主の25%が内容を知らないと回答しており、今後保健所などでも啓発活動の必要があると思われます。また、これらの病気以外に職場の安全、ストレス対策などが課題にあがっていること、喫煙対策についても今後改善を要することがわかりました。

職場の健康対策で今後必要なこととして、健康診断や健康相談が高率にあがっています。しかしその一方で、安芸・香美地域産業保健センターを知っている事業主は約4割で、そのうち9割以上が利用したことがないという現実も明らかになりました。また、母性健康管理指導事項連絡カードについては、約8割の事業主が知らないと回答していました。今後これらのサービスの有効な利用が望まれます。

今回の結果を踏まえ、保健所でも職場と地域の連携がスムーズにいくよう、いっそう努力していくつもりです。

お問い合わせ・ご相談は東部保健所まで

〒784-0001 高知県安芸市矢の丸1丁目4-36 TEL 0887-34-3175

第10次労働災害防止計画(概要)

高知労働局は、平成15年度から5ヶ年計画で実施する「第10次労働災害防止計画」を策定しました。

「第10次労働災害防止計画」においては

- 1 死亡災害の大幅な減少を図ること
- 2 計画期間中における労働災害総件数を25%減少させること
- 3 職業性疾病の減少を図ること
- 4 健康診断と適切な事後措置を始め、産業保健活動の活性化を図ること

のほか、新たに、

- 5 過重労働による健康障害の防止対策、職場におけるメンタルヘルス対策の推進を図ることを目標に掲げています。

高知労働局では、この計画に基づき、各種の労働災害防止対策を積極的に進めていくこととしています。

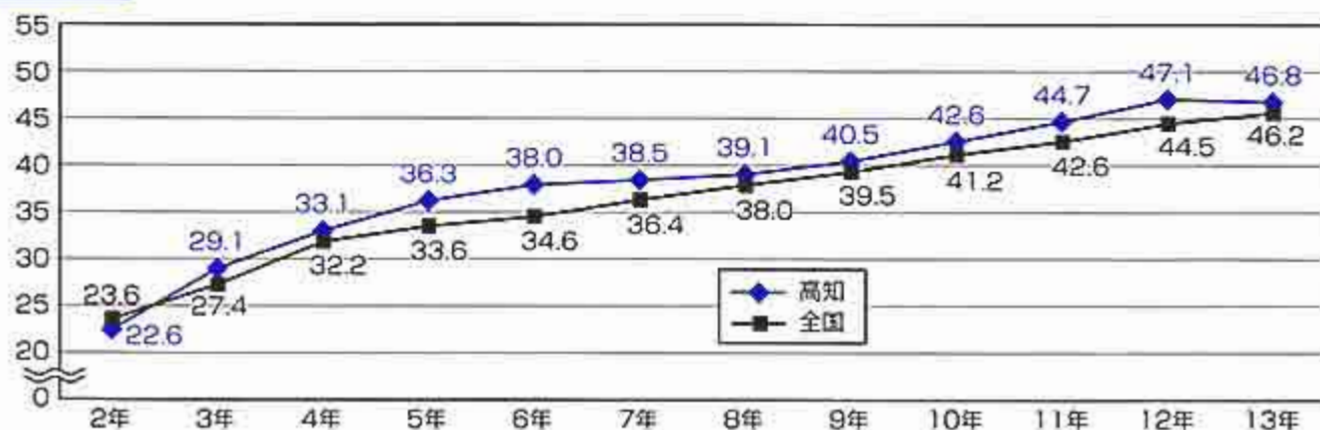
①第10次労働災害防止計画の概要

(1)労働者の健康確保をめぐる課題とその対策

労働者の健康を取り巻く状況については、定期健康診断において、血中脂質、肝機能、血圧など生活習慣と関連の深い項目を中心に、何らかの所見を指摘される労働者の割合が増えています。

ます。(グラフ1参照) また、過重労働による健康障害が社会的にも大きな課題となっているほか、現下の厳しい経済情勢の中、仕事や職場生活に関する強い不安、悩みを有する労働者の割合が年々増加しています。(グラフ2、3参照) また、じん肺などの職業性疾病は依然として跡を絶っていません。

グラフ1 定期健康診断における有所見率の推移



	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年
高知	22.6	29.1	33.1	36.3	38.0	38.5	39.1	40.5	42.6	44.7	47.1	46.8
全国	23.6	27.4	32.2	33.6	34.6	36.4	38.0	39.5	41.2	42.6	44.5	46.2

職業性疾病の防止のため、有害業務を実施している事業場に対する現場指導等により、労働衛生の基本対策（作業環境管理、作業管理、健康管理）の徹底を図ることとしています。

また、労働者の健康の確保、保持増進のため、健康診断の確実な実施はもとより、保健指導をはじめ健康診断の結果に基づく事後措置の徹底を図ることとしています。

さらに、過重労働による健康障害の防止のため、長時間の時間外労働の削減、年次有給休暇の取得促進、産業医による健康管理の強化等を図ることとしています。また、職場におけるメンタルヘルス対策の推進のため、指針の普及促進をはじめ各種対策を講ずることとしています。

なお、これら対策の推進に当たっては、事業者の取組みを専門的見地から支援する高知産業保健推進センター、地域産業保健センターとの連携強化を図ることとしています。

(2)高知県における労働災害の動向等からみた課題

高知県における労働災害による死傷者数（休業4日以上）は、長期的には減少傾向を続けており、第9次労働災害防止計画実施期間（平成10～14年）中は7,003人と第8次労働災害防止計画実施期間（平成5～9年）中と比較して、27.3%減少しています。しかしながら、労働災害発生率（年千人率）は今なお全国平均の約2倍と高い比率で推移しており、依然として労働災害が多発している状況にあります（グラフ4参照）。

また、死亡者数は、第9次労働災害防止計画実施期間（平成10～14年）中は94人と第8次労働災害防止計画実施期間（平成5～9年）中と比較して、13%減少しています。しかし、死亡者数を1年ごとにみると平成元年に過去最小の12人を記録して以降、毎年増減を繰り返して大幅減少に至っていません（グラフ5参照）。

業種別には、建設業における労働災害、特に死亡災害が多発しているほか、運輸業では労働災害があまり減少していません。また、高知県の地域性を反映して林業における労働災害も目立っています。さらに、サービス経済化の進展に伴い、第三次産業が占める割合が高くなっています。

また、労働災害の種類別には、墜落・転落、交通事故による死亡災害が多くなっているほか、製造業を中心に動力機械へのはさまれ・巻き込まれ災害が多発しています。墜落・転落災害では、足場や屋根から墜落・転落したもののほか、建設重機ごと路肩から転落した、道路走行中にトラックごと谷底に転落したという災害

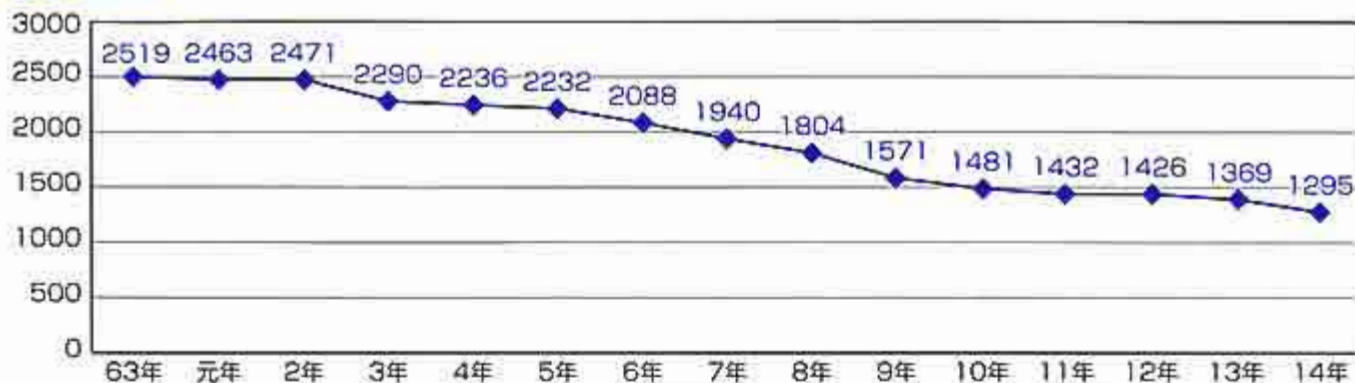
グラフ2 職業生活での強いストレス等の状況



グラフ3 職業生活におけるストレス等の原因

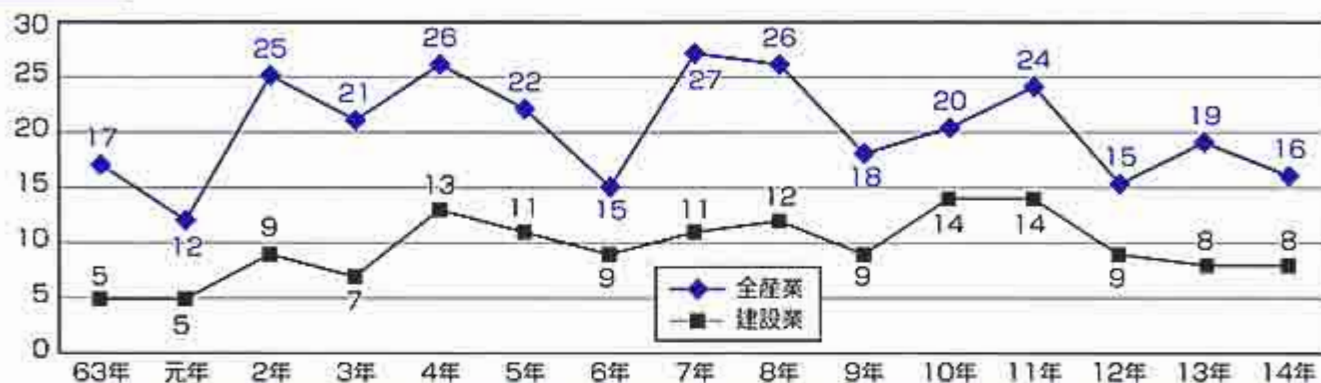


グラフ4 年別労働災害発生状況（休業4日以上）



	第7次労働災害防止計画期間					第8次労働災害防止計画期間					第9次労働災害防止計画期間				
	63年	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年
全産業	2519	2463	2471	2290	2236	2232	2088	1940	1804	1571	1481	1432	1426	1369	1295
期間中合計	11,979					9,635					7,003				
減少率	19.40%					19.60%					27.32%				

グラフ5 死亡災害の経年的変化



	第7次労働災害防止計画期間					第8次労働災害防止計画期間					第9次労働災害防止計画期間				
	63年	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年
全産業	17	12	25	21	26	22	15	27	26	18	20	24	15	19	16
建設業	5	5	9	7	13	11	9	11	12	9	14	14	9	8	8

も目立っています。機械へのはさまれ・巻き込まれ災害では、安全防護装置を有効に保持していなかった、点検整備時に機械を確実に停止していなかったために発生した災害が目立っているところです。

(3)重点対象分野における労働災害防止対策

以上の労働災害発生状況を踏まえ、「第10次労働災害防止計画」においては、建設業、陸上貨物運送事業、林業、第三次産業を重点業種に

掲げ、現場指導、集合指導等を重点的に行うこととしています。

さらに、各種の労働災害防止ガイドラインの周知徹底により、機械設備災害、交通労働災害の防止を図ることとしています。

また、死亡災害が多発している建設業に対しては、事業者や事業者団体のみならず、国、県、市町村などの公共工事発注機関に対する働きかけを一層強化し、墜落・転落災害の防止を最重点に、労働災害防止対策の推進を図ることとしています。

②高知労働局における今後の対応

高知労働局では、「第10次労働災害防止計画」を県内の各労働基準監督署に到達するとともに、労働災害防止団体、事業者等にも広く周知

し、この計画に基づく労働災害防止対策の徹底を図ることとしています。

『肺がんに関する検査』が、じん肺健康診断に追加されました。

じん肺健診は事業者の義務です。じん肺法施行規則が改正され、「原発性肺がん」が、じん肺の合併症として追加されたことに伴い、じん肺健康診断における合併症の検査の一つとして、年1回、じん肺有所見者に「肺がんに関する検査」を行うことが事業者^に義務づけられました。

肺がんに関する検査の対象者と時期について

- じん肺管理区分が管理2または管理3である労働者については、定期に行われるじん肺健康診断（1年以内ごとに1回、または3年以内ごとに1回実施）の際に、合併症の検査の一つとして「肺がんに関する検査」を行うこととなります。
- 上記のうち、じん肺管理区分が管理2で現在非粉じん作業に常時従事している労働者については、定期のじん肺健康診断が3年以内ご

とに1回あるので、そのじん肺健康診断が行われない年には、労働安全衛生法に基づく一般の定期健康診断（1年以内ごとに1回実施）の機会を捉え、定期外のじん肺健康診断として、「肺がんに関する検査」を行うこととなります。なお、この場合には、じん肺法第12条に基づくじん肺管理区分の決定等の手続をとる必要はありません。

肺がんに関する検査の内容について

- 「胸部らせんCT検査」と「喀痰細胞診^{かくたん}」を行うこととなります。
- 胸部らせんCT検査は、早期の肺がんを見つけることができ、早期に治療を始めることができます。また、これまでのCTに比べてエックス線の照射時間が短くて済みます。なお、

受診者は、エックス線による健康影響などについて医師と十分に相談して検査を受けることが重要です。

- 喀痰細胞診は、痰^{たん}の中にがん細胞などの異常な細胞がないかを調べる検査です。

施行期日について

- 平成15年4月1日施行。
肺がんに関する検査の実施についてじん肺健

康診断を委託している健康診断機関や医療機関等と相談してください。

離職者について（労働安全衛生規則の一部改正）

- じん肺管理区分が管理2または管理3の離職者は、都道府県労働局に健康管理手帳の交付申請を行い、健康管理手帳の交付を受けた場合には、都道府県労働局が指定する医療機関等で、肺がんに関する検査を国の費用負担で受けることができるようになります。なお、

既に、健康管理手帳の交付を受けているじん肺管理区分が管理3の離職者も手続が必要になります。

- これから離職する方にも、この改正内容をお知らせください。

お問い合わせ先：厚生労働省、都道府県労働局、労働基準監督署

予防と対策

厚生労働省の検討会の報告によれば、じん肺の所見がある者は、肺がんのリスクが高いとされています。じん肺を予防するため、粉じんばく露防止対策の実施状況を点検し、その徹底を図りましょう。

1 粉じんばく露防止対策について

- 粉じん発生の少ない生産工程、作業方法等への改善および原材料の変更等
- 密閉化、局所排気装置またはプッシュプル型換気装置の設置、湿式化等の対策の実施
- 全体換気装置の設置等の対策の実施
- 作業環境測定に基づく作業環境の評価および評価結果に基づく適切な作業環境改善措置の実施
- 呼吸用保護具の着用の徹底および適切な使用
- 粉じん作業に従事する労働者に対する特別の教育または特別の教育に準じた教育の実施
- 局所排気装置等の定期的な検査および点検
- たい積粉じんによる二次的発散防止のための清掃の実施
- 粉じん作業場以外の場所への休憩設備の設置



2 具体的な粉じん障害防止対策について

具体的な対策については、「粉じん障害防止規則 (http://www.jaish.gr.jp/hor_s_shsi/206)」および「粉じん障害防止総合対策推進要綱 (http://www.jaish.gr.jp/hor_s_shsi/100077)」に定められています。さらに、「すい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン (http://www.jaish.gr.jp/hor_s_shsi/100151)」、「じん肺有所見者に対する健康管理教育のためのガイドライン (http://www.jaish.gr.jp/hor_s_shsi/954)」等の通達が示されていますので、それらに基づいて、再点検をしましょう。

3 禁煙のすすめ

- 「たばこ」は、いろいろながん、高血圧、狭心症、心筋梗塞など、さまざまな病気の危険因子とされています。
- 「たばこ」を吸っている人は、「たばこ」を吸っていない人に比べ、肺がんなどの発生リスクが高いことが知られています。
- じん肺の所見のある方（じん肺管理区分が管理2以上）は、肺がんの発生リスクが高まり、喫煙が加わると、さらに、発生リスクが上昇するとされています。
- このため、粉じん作業に従事する労働者に対して、教育等の機会を捉えて、特に積極的に禁煙を働きかけることが重要です。

■小規模事業場産業保健活動支援促進助成金の概要■

小規模事業場産業保健活動支援促進助成金は、常時50人未満の労働者を使用する小規模事業場の事業者が、産業医の要件を備えた医師を共同して選任し、当該医師から提供される産業保健サービスを受けて実施する産業保健活動により、労働者の健康管理等を促進することを奨励するために支給されます。

支給対象となる事業者

産業医の要件を備えた医師を共同して選任し、当該医師に労働者の健康管理等の全部または一部を行わせる一定の要件を満たす小規模事業場の事業者が助成金の支給対象となります。

支給申請時期

助成金の支給申請時期は、毎年4月から5月末までと10月末です。

助成金の支給額

助成金は、1の事業年度につき小規模事業場の規模に応じて1事業場当たり次の額が支給されます。

ただし、その医師を共同して選任するのに要した費用の額が上記の金額を下回る場合は、当

該医師を選任するのに要した費用の額が支給されます。

小規模事業場の区分	金額
常時使用する労働者数が30人以上50人未満の小規模事業場	83,400円
常時使用する労働者数が10人以上30人未満の小規模事業場	67,400円
常時使用する労働者数が10人未満の小規模事業場	55,400円

ただし、その医師を共同して選任するのに要した費用の額が上記の金額を下回る場合は、当該医師を選任するのに要した費用の額が支給されます。

※「常時使用する労働者数」とは、労働保険被保険者・確定保険料申告書等による助成金申請の前年度の1か月平均使用労働者数とします。

助成金が支給される期間

助成金は、3か年度を限度として支給されますが、2年度目、3年度目についても、継続のための支給申請が必要です。

■自発的健康診断受診支援助成金のご案内の概要■

支給対象者

深夜業に従事した方

勤務した時間の一部が午後10時から翌日の午前5時にかかる方も含まれます。

1 常時使用する労働者

2 自発的健康診断を受診する日前6か月の間に1か月当たり4回以上(過去6か月で合計24回以上)深夜業務に従事した方

助成金額

健康診断に要した費用(消費税も含む)の3/4に相当する額

上限 7,500円

※自発的健康診断とは、事業主の行う定期健康診断以外に労働者個人の意志で受ける健康診断をいいます。

※人間ドックにもご利用できます。

※助成は、各年度につき1回に限ります。

※労働保険非適用事業に勤務する労働者は対象となりません。



県内4ヶ所の地域産業保健センターが 従業員50人未満の事業場に 健康相談、健康指導等を行っています。



健康相談の窓口の開設

- 健康診断の結果が気になる。
 - 健康のため、日頃からどんなことに気をつけたらよいか。
 - 従業員の健康管理はどうすればよいか。
 - 最近、気分がすくれない。
- などについて医師・保健師などがアドバイスします。



産業保健情報の提供

- 日本医師会認定産業医、労働衛生コンサルタント、医療機関、労働衛生機関等の情報を提供します。



事業場の訪問

- ご希望により事業場を訪問し、健康管理・作業環境改善の方法等のアドバイスを行います。



高知県内の地域産業保健センター

※所在地と相談窓口の開設場所が異なることがありますので、あらかじめ電話で確認の上、ご相談下さい。

センター名	所在地	TEL&FAX
高知 地域産業保健センター	〒780-8037 高知市城山町207-6 (高知医師協同組合内) 月、水、金曜日、第1・第4土曜日、第2・第4日曜日、第3・第4木曜日 (10時～16時、月曜のみ19時まで)	TEL/088-833-1248 FAX/兼用 コーディネーター 小松
須崎 地域産業保健センター	〒785-0011 須崎市東札町5-10 (高岡郡医師会館内) 月、水、金曜日 (10時～16時)	TEL/0889-42-2901 FAX/兼用 コーディネーター 市川
中村 地域産業保健センター	〒787-0015 中村市右山字明治383-8 (幡多医師会館内) 火、水、木曜日 (10時～16時)	TEL/0880-34-4643 FAX/兼用 コーディネーター 松田
安芸・香美 地域産業保健センター	〒784-0022 安芸市庄之芝町1-46 (安芸郡医師会内) 火、水、木曜日 (10時～16時)	TEL/0887-35-3526 FAX/0887-35-8206 コーディネーター 橋本

●高知労働局長が市医師会長に委託して、産業保健サービスを事業者・従業員の皆様に提供しています。

人事異動のお知らせ

平成15年4月1日付けの人事異動により、高知産業保健推進センターでは新しいスタッフになりました。



- 新任 副所長 山中敏秀 (前高知労働局安全衛生課安全専門官)
[前 副所長 和田貢治 (高知労働局安全衛生課課長補佐)]
- 新任 業務課長 那須英昭 (前浜松労災病院庶務係長)
[前 業務課長 松熊 哲 (熊本労災病院会計課長)]

高知産業保健推進センターの業務

窓口相談・実地相談

産業保健に関する様々な問題について、専門スタッフがセンターの窓口、電話等で相談に応じ、解決方法を助言します。



CONSULTATION

情報の提供

産業保健に関するビデオ、図書等の閲覧、貸出しを行います。また、定期的に情報誌を発行します。



INFORMATION

研修

産業保健に関する専門的かつ実践的な研修を実施します。また、各機関、各団体が実施する研修について、教育用機材の貸与、講師の紹介を行います。



STUDY

広報・啓発

職場における産業保健の重要性を理解していただくため、事業主セミナーを開催します。



SEMINAR

調査研究

産業保健活動に役立つ調査研究を実施し、その結果を提供します。



RESEARCH

助成金の支給

労働者50人未満の事業場が産業医を共同して選任した場合、助成金を支給します。※(受付4月・5月)・深夜業に従事する労働者が自発的に健康診断を受診した場合、助成金(費用の3/4、上限7,500円)を支給します。



SUBSIDY

ご案内図



無料です

●ご利用いただける日時

休日を除く毎日 AM 9:00 ~ PM 5:00
(休日は毎週土・日曜日及び祝日、年末年始)

労働福祉事業団

高知産業保健推進センター

〒780-0870

高知県高知市本町4-2-40ニッセイ高知ビル4階

TEL 088-826-6155(代) FAX 088-826-6151

ホームページ

<http://www1.biz.biglobe.ne.jp/~sanpo39/>

Eメール

sanpo39@msf.biglobe.ne.jp